７こ第５２３号

令和７年６月３０日

府内介護保険施設・事業所　管理者　様

京都府健康福祉部

こども・子育て総合支援室長

（ 公　印　省　略 ）

旧優生保護法補償金等支給制度に係る周知広報について（依頼）

平素は京都府の医療保健福祉行政の推進に御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和７年１月17日に「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」が施行され、京都府においては「京都府旧優生保護法補償金等相談窓口」を設置し、申請受付や相談対応を行っているところです。

このたび、新たな補償金制度を周知するため、リーフレットを作成しました。補償金等支給の対象となる方に情報を届けられるよう、ご案内等に協力いただけますと幸いです。

また、請求手続きを弁護士がサポートする制度もございますので、優生手術等を受けた方がおられた場合、まずは「京都府旧優生保護法補償金等相談窓口」までご相談くださいますようお願いいたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 担　当 | 京都府旧優生保護法補償金等相談窓口 |
| ＴＥＬE-mail | 075-451-7100kyuho-hoshokin@pref.kyoto.lg.jp |